

## 九州大学百年史 第9巻 : 資料編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1524115>

---

出版情報 : 九州大学百年史. 9, 2015-08-31. Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

## 第六章 大学紛争後の学生運動と学生生活

## 第一節 大学紛争後の学生運動

## 六〇八 二千の隊列天神をうめる

『九州大学新聞』第六一〇号

一九七〇（昭和四五）年四月二五日

二千の隊列天神をうめる

4・28 沖繩闘争

労学連帯して

四く六月闘争の突破口を切り拓く

四・二八沖繩闘争は約二千名の大衆的爆発でたたかい抜かれた。九大においては、午後一時より教養部中掲前で全学総決起集会がヘルメット部隊も含めた約七百名の結集でもたれた。集会には、この日ストライキでもってたち上った教養部・文学部・法学部・経済学部各自治会のほか、教授会の狂暴な弾圧に対して永続的なたたかいを進めている医学部・薬学部自治会、更には民青系の牙城において戦闘的にたたかい抜いている理闘委、工共闘、歯闘委、農闘委などが結集した。各闘争団体の決意表明・アツピー

ルが次々となされたが、途中文学部自治会の発言の途中革マル派が他党派へ自己批判を要求、激しいやりとりが続いた。

その後到着した福教大自治会百五十名を加え、シュプレヒコールの後、デモ隊は午後二時半ころ教養部を出発、米領事館へ向った。米領事館では、機動隊約五百が大桶をかまえて弾圧体制をしいていたがデモ隊はジグザグデモを貫徹し市内デモ、自民党県連へと向った。途中荒戸電停付近において機動隊を突破おそいばかり、フロント・バーをねじまげ、抗議する学生には私服と一体になってテロ、リンチを加えた末、不当逮捕するなど弾圧を加えた。その結果、八名の学生が不当にも逮捕された。その後も機動隊は幾多の挑発をくり返し、デモ隊を歩道の側へおしつけるようにしてデモ隊を分断、バラバラにしようとした。デモ隊は隊列を立て直し天神の自民党県連までのデモを貫徹した。自民党県連前で「沖繩闘争勝利」「七〇年安保粉砕」のシュプレヒコールの後、警固公園での労学総決起集会へと向った。午後五時すぎ会場に到着、直ちに総決起集会がもたれた。集会には九大全共闘のほか、福大・西南大・久留米大・福教大・福女大などの各全共闘、各闘争団体

結集した。また労働者では青年団反戦、筑紫反戦筑後地区反戦、  
電通反戦、職員反戦、フクニチ反戦がめだつた。

まず、九大全共闘からはこの間の入江庄殺体制粉砕闘争の報告が  
述べられ、これからは本日の沖繩闘争の切り拓いた地平にふまえ  
オリエンテーション処分粉砕闘争をも明確に射程に入れつつ闘つ  
ていかねばならない」と述べられた。

またフクニチ反戦からは「本日、一切沖繩闘争を担いきれなかつ  
た労組のくびきを脱してデモを貫徹する。」といった決意表明がの  
べられ、筑紫反戦からは「中小企業ばかりの労働者が集まって  
闘いをすすめている」といった報告がなされた。さらに、各大学  
全共闘各反戦青年委の発言が続いたが革マル派系の鹿大全共闘の  
発言の途中、発言をめぐって革マル派他党派が対立、壇上でこぜ  
りあいがあったが、午後六時半すぎ集会は終る、自民党県連、呉  
服町へ向けてのデモにうつった。途中、またもや機動隊の弾圧  
にあり、学生一名が自民党県連付近で不当逮捕された。デモ隊は  
七時半すぎ解散地点の呉服町に到着、道路にすわり込んで総括集  
会の後シブレヒコール、インター唱和のうちに午前八時ごろ解  
散した。

スローガン

七〇年安保粉砕！

日米共同声明粉砕！

沖繩闘争勝利！学園闘争勝利！

九大闘争勝利！中教審粉砕！

入江学内ファッショ体制粉砕！

一切の処分・弾圧粉砕！

なお、首都においては、約三万五千人が決起、途中革マル派との  
対立があったが、国会・首相官邸突入を試みるなど戦いは最後まで  
貫徹された。そのほかには、京都では千七百人が結集、特に堀  
川高校では全校ストを決議するなど高校生参加が目立った。北  
海道では北海道大学で農、工学部、教養部がスト決議、革マル派  
を含めて約五〇〇人が決起、札幌市内デモを展開したが、機動隊  
の弾圧により十五人の不当逮捕者をだした。

六〇九 四月二十八日「沖繩デー」全国統一行動をめぐって

『大学広報』第五五号 一九七〇（昭和四五）年五月六日

四月二十八日「沖繩デー」全国統一行動をめぐって

本部地区（理・工・農学部）

理・工・農学部においては、四・二八沖繩デーに向けてのストラ  
イキ等の決議は行なわれず、したがって授業は平常通り行なわれた。

しかし、二八日午後〇時三〇分、記念講堂前には工共闘、理斗委  
を中心に文・法・経各自治会のメンバーを加えたヘルメットを含む  
八〇人が集会を開いた。午後一時三〇分頃、構内デモを開始し、本

部事務局前を経て九大前電停から教養部へ向かった。一方、学友会系学生も、工・理各自治会が中心に、午後二時すぎ五〇〇〜六〇〇人が記念講堂前で集会を開き、その後市内デモを行なった。また、午後五時すぎには、大学院生等約一〇〇人による集会・市内デモも行なわれた。

文科系学部（文・育・法・経）

四・二八沖縄デー全国統一行動に関連して、文科系学部ではスト（授業放棄）等の動きがあった。

文学部では四月二四日の学生大会で、二五日（土）から五月一日（金）までの一週間ストを決めたが、教官側は平常通り授業を実施し、その間若干の妨害行為があったが、大したトラブルはなかった。

法学部では二六日（日）から二八日（火）までのストを決議したため、二七・二八両日は受講学生は少なく、自然休講となった。経済学部でも二八日の一日ストを決議し、当日教官側は授業実施の体制にあったが、受講学生が少なく同じく自然休講となった。なお、教育学部では平常通り授業が行なわれた。

医学部

四月二五日（土）、医学部学生自治会は、学部長事務取扱および病院長から出された「医学部学生が授業時間中に学生大会等授業以外の目的で講堂を使用することを禁ずる」という告示にもかかわらず、午後一時より臨床大講堂において学生大会を開催すべく呼びかけた。

この大会は、「沖縄闘争勝利、医学部闘争勝利、自主オリエンテーション圧殺策動糾弾、四・二八沖縄闘争スト貫徹」をスローガンとするものであったが、参加学生は約一〇〇名程度で、大会は成立するに至らなかった。

四月二七日（月）、昭和四五年度医学専門課程新入生（新一年生）に対する授業が開始されたが、新入生以外の学生、青医連も混じって、新入生に対する「自主オリエンテーション」、「授業中止」を強く要求し、三名の学生は教壇に昇って直接講義を妨害した。このような状況で、午前中の解剖学の講義は事実上不可能となった。

そのため、学長名による以下の告示が出された。

告示(1) 「授業妨害を禁止する」

告示(2) 「授業妨害をする者はただちに講堂外へ退去せよ」

さらに学部長事務取扱からも「新一年生以外の入室を禁止する」、「授業開始後二〇分以降の入室を禁止する」旨の告示が出され、同時に機動隊出動が要請された。

午後、新一年生は学生控所に集合して、「自主オリエンテーション」を開いたため午後の解剖学の授業は留学生二名に対してのみ行なわれた。

なお、当日の旧一年生、二、三、四年生に対する授業は平常通り行なわれた。

四月二八日（火）、前日同様、新一年生の授業（生化学）が、学生

ら数名により妨害された。授業担当教官より妨害者に対して退去命令が出されたが、彼等は講堂入口附近にたむろし、そのため授業は行なわれなかった。午前一〇時三〇分頃から、新一年生は自治会委員らと学生控所で「自主オリエンテーション」を開いた。さらに自治会、青医連らは事務本館前で集会を開き、ついで構内でデモを行なった。午後一時四〇分、このデモ隊は、午後二時からの教養部での全学集会に参加するため、教養部にむかって出発した。参加者は、新一年生、歯学部、薬学部学生を含め、約一三〇名（うち赤ヘルメット着用者約五〇名）であった。

#### 薬学部

四月二十四日（金）午後、薬学部学生大会が開催されたが出席人員少数のため流会した。四月二十八日（火）のいわゆる沖繩デーは午前中の講義、午後の実習も平常通り行なわれた。

#### 教養部

四月二十四日（金）

臨時学生大会のために教養部では第二時限以降を休講とした。しかし、第一時限も一部の教室ではクラ討を行なった。

学生大会は記念講堂において行なわれたが、午後二時過ぎ定足数（在籍者四一七七名の三分の一（一三九三名））に達した。午後七時三二分から投票が行なわれ、二六日（日）と二八日（火）のストを賛成七〇一、反対三五九、保留一六七、棄権一五、無効五、議長委

任投票四三四票で可決し、同八時四三分閉会した。学生大会終了後、他学部の学生も加え、約一〇〇名前後が本部地区において学内デモを行なった後散会した。教養部からはこの日、学生参与や学生委員などの教官が連絡のため本部地区に向いたが、学生大会は終了時刻が予定時刻を過ぎたばかりは平穩に行なわれた。

四月二十五日（土）

授業は平静に行なわれたが、正午頃中央掲示板前で反帝学評教名が集会、また午後一時より一〇六番教室で学労政治集会が行なわれた。午後二時頃西南大のデモ隊（中核・反戦など）五〇数名が入構し、中央掲示板前で集会後、午後三時学外に出た。

四月二十六日（日）

学生は本日をスト第一日目とし、日曜日なので「同盟登校」としていたが、一般学生はほとんど登校しなかった。革マル系はほぼ日本一円に動員をかけており、約六〇名が生協食堂前で集会し、C闘委その他のセクトを含めて約七〇名が中央掲示板前で集会したあと、一二時三〇分までには学外デモに出席した。

四月二十七日（月）

教養部はスト中でも授業は平常通り行なう姿勢であったが、午前中に登校した学生は約四五〇名で全学生数の一割強にすぎなかった。自治会執行部は各教室をクラ討のために割当てており、講義をうける学生とクラ討に集まる学生とで一部混乱した。また直接の授業妨

害も行なわれ、午前中に授業が完全に行なわれたのは数教室に過ぎなかった。午後は革マル・赤ヘル約二〇名が構内をデモし、授業を妨害してまわった。

四月二十八日(火)

登校学生数は、前日よりさらに減少し約二〇〇名であったが、本日も革マル・MLの授業妨害が行なわれ、午前中はごく一部を除きほとんど授業が行なわれなかった。午後は一時から中央掲示板前で九大全共闘系の教養部総決起集会、二時から全学総決起集会が行なわれ、約五〇〇名が集まった。一方、田島寮では代々木系学生約五〇名が集まり、いずれもその後デモに出發した。なお、三〇日以降は、平静に復し、授業は正常に行なわれている。

〔註〕 原本横書き。

### 六一〇 学生会館の正常化について

〔大学広報〕第六八号 一九七〇(昭和四五)年九月二日

#### 学生会館の正常化について

本学教養部地区に設けられている学生会館は、一部学生集団相互の暴力事件や不法占拠等によって破壊され、著しく荒廃している。

本学は学生会館委員会を開催し、学生会館の正常化に関し協議を重ねてきたが、この荒廃した現状を放置することは許されないというのが、全員一致の結論であった。そこで、学生会館委員会の委員長

である私自身の考えを述べ、学内一般に学生会館の現状を知ってもらうとともに特に、これを利用する学生諸君の自重、自覚を望みたい。

現在、学生会館の七つの小集会室はほとんど使用不能の状態である。すなわち、本年五月二一日一部の学生集団相互による、いわゆる内ゲバ事件により二つの集会室の窓硝子、入口扉、仕切り壁などがほとんどたき壊され、しかも重傷者を出すまでに至った。ついで五月二五日には相手側の攻撃を防御するとの理由から、机、椅子などがバリケード材料と化し、その多数が破損した。また同時に屋上の敷石も投石材料とするため、多数ひきはがされ打ち砕かれた。

この事件のため、数回にわたって警察当局の捜索をうけざるを得なかったことは、記憶に新しい。しかも、この事件の前後を通じ、一部学生集団の夜間使用、宿泊が常習化し、壁や窓の破壊のみならず落書きやビラ張りなどのため、まことにいたましい状態である。「こういう状態を放置する事は当局者としてもまことに不本意であつて、これを非とする全学の意見が湧きおこってくるようではいけない。」

このように学生会館は荒廃しているが、その最大原因は一部学生集団の恣意的な集会室の連続占拠によるものと断ぜざるを得ない。現在、学生会館の使用、特に集会室の使用については、ほとんどルールなしの状態といつても過言ではない。

昭和三九年一〇月、学生会館が設立された当時、使用細則をめぐ

つて、大学側と自治会側との間に意見のくい違いがあった。その主な対立点は集会室の使用の許可と届出、使用時間の制限と無制限とであった。そして全面的な意見の一致をみることは難しかったため、正式な細則を決めるまで、暫定的に大学の示した条件を守ること、両者の合意に達した。すなわち、集会室等の使用は許可制とし、使用時間は午前九時より午後九時までとすることで自治会側も納得し、学生会館は開館されたのである。

その後、この暫定細則はよく守られてきたのであるが、四三年一月のエンタープライズ号寄港事件頃から崩れ始め、特に昨年以來、一部学生集団の不法使用が目立ち、従来のルールなどは全然顧みられない状態になってしまった。

この異常な状態の解消については今まで何度となく、教養部教官によつて説得が試みられたが、十分きき入れられないばかりでなく、時には一部学生から、反撥されたということである。

もともと、学生会館はその規則にあるとおり、学生の課外における生活の中心として「学生相互および学生と教職員の間の人間的接触を深め、学生の自治的課外活動を推進することによつて人間性の向上を図る」全学的施設として設けられたものであった。したがつて学生、教職員の多くに利用され、その利益が等しく享受されるべきものである。しかるに、この学生会館が一部学生の占有物とされ、しかも暴力的活動の実践の場とされては、もはやいふべき言葉を知

らない。

学生会館の破壊された箇所は、早急に復旧する必要があるが、このようなルール無視の現状で無理に金を工面して修理を施しても、すぐ逆戻りするだけであろう。また本学における福利施設や課外活動施設が不十分なため、第二学生会館を建てるべきであるという強い意見もあるが、現存する学生会館の現状を放置しておいてこのような要求がなされても、それは無責任な考えといわざるを得ない。

以上述べた学生会館の異常な状態を解消し、以前の正常な状態に復するためには学生会館本来の目的に即した使用ルールの回復が最も肝要なことと思われる。このためにも学内の教職員・学生一般がこの学生会館の現状を直視し、特にこれを直接利用する学生・教職員が十分に自覚したうえで、正常にして快適な学生会館に戻すよう努力されることを切望する。

昭和四五年九月八日

九州大学長

入江英雄

〔註〕原本横書き。

#### 六一一 学生会館におけるダンスパーティーについて

『大学広報』第二七三号 一九七六（昭和五二）年五月一日

学生会館におけるダンスパーティーについて

来たる四月二四日(土)午後六時より学生会館大ホールにおいて、ルアナ・ブラザースとリズム・ソサエティ他の主催による徹夜のダンスパーティーが計画されているが、この催しは、学生会館を不当に使用し、かつ騒音公害の原泉となるから禁止する。

昭和五年四月二三日

九州大学学生会館長 奥 田 八 二

本日(四月二四日)午後六時より一部学生が学生会館大ホールを不法に使用して徹夜のダンスパーティーを行なうようであるが、昨日四月二三日、六本松四丁目第一町内会長から、九州大学教養部長及びダンスパーティー主催の博多酔狂群あてに、下記のとおり強い抗議文が提出された。

この催しは不当であり、かつ騒音による付近住民への被害は甚大であるので、絶対に中止するよう重ねて警告する。

昭和五年四月二四日

九州大学教養部長 奥 田 八 二

記

抗議文

博多酔狂群 殿

四月二四日学生会館において徹夜によるダンスパーティーが計画さ

れているやに聞き及んでいる。かかる行為は過去再三にわたり大学当局に嚴重に口頭ならびに文書にて抗議致しています。殊に近隣の住民は著しい迷惑をこうむっています。とくに病人・老人・子供達に及ぼす影響は甚大なものがあります。平穩に生きる住民の権利を侵害するものであります。

良識ある学生諸君、直ちにこのダンスパーティーを中止していただきます。

昭和五年四月二三日

六本松四丁目第一町内会

会長 橋 本 新八郎

職印

本日午後五時からの学生会館大ホールへの立入りを禁止する。

昭和五年四月二四日

九州大学学生会館長 奥 田 八 二

なお、四月二四日午後五時頃、酔狂群なる名により、「大学当局権力により学館大ホールの使用が突如禁止され、ダンパの中止を余儀なくされました」との立看板が出され、当日のダンスパーティーは中止された。

(註) 原本横書き。



## 六二二 学生会館に対する使用規制

『九州大学新聞』第六九六号

一九七六（昭和五二）年五月二五日

学生会館に対する使用規制

教養部

四・二四当局によってダンスパーティーが禁止さる

四月二四日夕方、教養部学生会館前に教官三十名が現われ、「本日のダンスパーティーを禁止する」旨の貼り紙をしていた。すると、それを合図とするかの様に国家権力機動隊一個小隊と私服三十名余が学生会館を強制捜索して回り、同夜予定されていたオールナイトダンパは中止を余儀なくされた。この捜索は、当日行う必然性が何ら無かった事、二二日、二三日と引き続いてダンパ禁止の告示が出され、新聞でもキャンペーンするといった下準備の下に強行された事等を考えるならば、当局がダンパを圧殺する目的のために国家権力の手を借りて行なわせた捜索であることは誰の目にも明らかである。

学生の一サークル活動に対するこの前古未曾有の弾圧と、新学期開始以来二ヶ月足らずの間に既に数回にも及ぶ告示・警告が出されている事とを考え合わすならば、今大学当局は並み並みならぬ姿勢で以つて学内管理支配を強行しようとしていると言える。しかも五月三日付朝日新聞朝刊において、九大改革案が現在急ピッチで進め

られていることが公表されるに及んで、これらの攻撃が九大の大学院大学化へ向けてなされており、それが既に計画の段階から実行の段階へ移行されようとしている事が明らかになった。

現段階において、我々の手元には資料が決定的に不足している事は否めないが、これまでの経過を再構成していくことから、現段階の九大当局の攻撃の意図とその特徴を抽出していこうと思う。

四月二三日、教養部学館横の通用門に「六本松四丁目第一町内会」の名で、「良識ある九大生へ」で始まる立て看が出され、ダンパをやるめよう訴える。そして翌二四日には朝日新聞で報道され、「大学にはこれまで何度も対策を申し入れてきたのに手を打ってくれない」と語った。その結果、二四日当局は告示を出し、機動隊が導入されるのである。

しかし、この立て看騒ぎにはいくつかの奇妙な点が感じられる。まず第一に、立て看を出してまで学生に訴えるということがあまりにも大仰であり、他の住民の意識からは著しくハネ上がっていることである。第二に、マスコミへのあまりの連絡のよさである。第三に、これまで音系サークルは音を下げ、真夏にも窓を閉めきり、夜九時までで練習をやめる等々の自主規制を行ってきたのに、今この時期に突然の強硬な抗議が出た事。第四に、住民の意識からするならば当局の怠慢を追求するのが自然なのに、立て看では「学生に訴え、学生を「板ばさみ」にする形で訴えている事である。

これらの事から次の事が推測される。第一に、住民のこの「決起」は当局の規制攻撃のスケジュールに組みこんで行なわれている事。

第二に、したがって当局―権力は住民への事前の根回し、或いは少なくとも「強硬派」の住民を利用し、マスコミで扱わせることによつて大々的なキャンペーンを張り、弾圧の下準備をした事。そして第三に、このキャンペーンが、他の住民の感情をより盛り上げさせるとともに、学館を使用しているサークルの諸君と他の学生を分断し、前者を孤立化させる働きを持たされている事である。

以上見てきたように、今回の攻撃はこれまでと比較にならない程の周到な計画性と緻密さ、大胆さが大きな特徴である。では、一体何故このような形で攻撃が必要となり、可能となつたのか。

まず考えられる事は、当局は七五年九大祭規制における失敗を教訓化しているという事である。つまり、当局の昨年の敗北の原因の第一は、九大祭への規制をさしたる準備もなく遅く出しすぎた事であり、そのために大衆の反撃に会い、計画は頓挫した。ゆえに、当局はなるべく早い時期に規制を出し、それを既成事実化させるとともに、新入生を最初からがんにがらめにしておき、規制のムード作りを図っているのである。そして、同時に「住民の迷惑」という「理由」をより積極的に理由らしくさせるために、このような事前の根回しの下、強硬な手段を行使したと考えられる。

とはいえ、今回の攻撃はこのような昨年の教訓を生かした手直し

というだけに留まらず、より積極的に性急な意図に貫かれている。

つまり、九大当局は今五月中にも新大学院構想の原案を練り、委員会の設立を図り、五二年度政府予算に、その用地整備費を求めようとしているのである。この予算を獲得せんがために、学生の管理を急ぎ、学内管理の実をあげようとしているのである。他方政府は財政難を理由に予算を出し渋り、それをエサにして当局の尻を叩いて学内管理を強行させている。そのため今教養部においては、例えば五・二二狭山闘争や五・二五学館解放委の集会等に対して、常時教官・事務官・私服らが三十名程で活動家に付きまとい、闘争を妨害するといった異常な事態が現出されている。これを暗黒支配と呼び、何と呼ぼうか。

さて、当局がその全体重をかけて学生の活動への弾圧を強化している今、反対運動の現実はどうであろうか。残念ながら、サークルの諸君の数度に渡る闘争委員会への結集にも拘わらず、闘争はいま一步の盛り上がり欠いている。何故か。ひとつには、かなりの期間を「学館を使用する運動」に費してしまつた事である。確かに当局の攻撃への一定の反撃ではあり得たが、当局の既成事実に対してこちらの既成事実を対置して競い合うのでは絶対に防衛の域を脱し得ない。つまり、我々が主張する既成事実が本当にそれとして現実性を持ち得ているかどうかが問われるのではなからうか。なぜなら我々の求めるのは常に「現実」でなくてはならないからだ。故に当

局に管理の実をあげさせないような現実的な共同戦線構築の方向へ向けて我々は闘ってゆかねばならないのだ。そして我々が一体何者であり、何を為そうとしているのかの問いかけは、そのような現実の欺瞞性を払拭してゆく闘いとして実現されねばならない。

### 六一三 学館解放—自主管理へ向けて

〔九州大学新聞〕第六九七号

一九七六（昭和五〇）年六月二五日

学館解放—自主管理へ向けて……

学館解放闘争委員会

△管理支配攻撃をはねかえす力を!!▽

学館解放の歴史は、常に、大学当局の規制・右翼の攻撃をはねかえしていく実践の歴史であった。単に学館を使うということだけでは自らの活動を保証できない歴史としてある。

大衆運動の活動は、大学のあり方、教育、支配秩序を問題にしてくださいし、サークル活動は、「余暇のすぢし方」などというものではなく、自らの想像力・創造力をかけていくものとして必然的に、現在の支配的価値基準そのものをくつがえさんとしてきた。学館は、そうした活動を支えてきた。規制する側にとって、どういふ活動を行なうのが問題であり、活動内容への規制としてあらわれてくる。

彼ら大学当局者—管理者どもは、「大学の権威」「教育の秩序」「正

常な授業」を振りかざし、差別者、抑圧者としてたち表われている自らの立場をふり返ることなく、告発し、闘おうとする者に対しては、「規制」を振りかざしておどしをかけ、圧殺してくる。学館は、常に、そうした管理支配をはねかえす空間—自主管理の空間であり続けている。

△学館解放闘争の意義▽

現在、人民を分断管理し、収奪と抑圧を強化せんとする日本帝国主義は、教育においても、更なる専門化と能率化をはからんとし、労働力商品としての価値を高め、思想的にも支配秩序（差別—分断）を支える中身でしぼりつけんとしている。そうした普段の攻撃に対して、日常的に反撃していく根拠地として学館を保持していくことは非常に重要である。学館では、民青の言う「私物化」論なるわけのわからない現実はなく、クラス・サークルが討論、印刷、資料保管、連絡等に使い、全体でその活動を保証してきた。こうした諸活動を永続化させつづけることは、この管理の最も強化されている日々の講義を問題にしていくなかで、支配体制を食い破るものとしてある。だから、その闘いは、支配者側へ組織されるのではなく、被抑圧大衆の団結へ自らを組織していくものとしてある。まさに、自らの生き方、他者との連帯を求める闘いである。現在の学館規制攻撃が、その団結の破壊であることは明白である。我々は、自主管理は、単に、「我々の手で行なう」ととどまらず我々自身の活動が、管

理支配攻撃―差別分断支配に対決しうるのが問題であると考える。そういう活動―闘いの中身を問題にしない限り、いくら「活動の保証」「自主管理」を唱えても、敵が喜ぶだけである。敵―支配者は我々の諸活動―思想の統制が目的だからである。

韓国では、反国家翼賛運動が推進され、それに反対する一切の行為（言論も含めて）が禁止されている。まさに、活動の中身が問われていることのアかしである。形だけの、口先だけの「民主化」論は、現在の日本の支配構造の中では、支配者の論理と思想・実践の枠の中へはまり込むだけである。

学館解放闘争は、支配体制の矛盾を矛盾として明らかにし、我々の秩序―連帯―被抑圧者の解放の誓―根拠地を文化的・思想的にも形成し、空間を拡げていく闘いである。あらゆる戦線は学館に結集し、共に闘おう。

Λ 7月ロックアウト策動を粉碎しよう!! ∨

全ての学内外で生活するみなさん。大学当局―武谷学長、奥田教養部長とそのとりまきは、学館ロックアウトを最後の切り札に、暴力的対応を策動している。まさに、教室ロックアウト攻撃に引きつづき、実力ステッカーはぎにつづき、自らの論理の破産の上ぬりとして、国家権力を使い、実力排除に出ようとしているのだ。この攻撃は、学内管理攻撃の総決算としてある。夏休みという学生にとって是不利な状況においての策謀である。しかし、我々は、常時使

用も含めて、断固として粉碎する。当局よ、我々の前に出て来い。堂々と対決しようではないか。自らで解決しようとするなら自らの体を張れ。二度と機動隊に守られて来るな。こそこそと逃げ回るな。全ての学友諸君!! 学館に結集し、共に闘おう。

## 第二節 大学紛争後の学生生活

### 六一四 七・一教養部学生大会流会！

『九州大学新聞』第七五一号

一九八一（昭和五六）年七月二五日

#### 七・一教養部学生大会流会！

望まれる全学生の問題意識

学生大会の意義を再考せよ

やはりと言つては悪いが、八年ぶりの七・一教養部学生大会も発行数不足のために流れてしまった。定足数一五七一に対して発行数わずか三〇〇強という惨憺たる状態であった。先の六・一八代議員会における学生大会開催の決議も水泡に帰したわけである。

経過を簡単に述べると、七月一日、約一時間遅れて午後二時過ぎから全教養部生の五パーセント弱の参加のまま、学生集会の形で討論会が開始された。まず自治会執行委員会側から議案書、対案グループ側から修正案の説明が行なわれ、その後、学ぶ要求の実現、平和と民主主義、九大祭等についてそれぞれ時間配分されて討論がなされた。しかし、意見のやりとりも、自治会と対案グループによるものが主で、一般学生からの発言は非常に少なく、全般的に索莫としたものであった。ただ、平和と民主主義において、安保育定論が出たのは注目に値するものであった。様々な観点から状況を把握す

るといふ点で嬉しいことではなからうか。ここでちよつと言つておきたいのだが、討論中の野次は嚴重に慎んでいただきたい。あまりに初歩的な過ちが見られたので指摘しておきたい。

それにしても参加者が異常に少ないのはなぜか。おそらく各学生の問題意識の欠如に帰結するだろう。今後の第一の課題はいかに学生の問題意識を高めるかということかもしれない。だが私はこれは大変困難な問題だと思う。一体、どれ程の学生が平和と民主主義を自己と一体化させて真剣に受けとめているだろうか。問題意識の高揚には、外部状況が真剣に取りくむ姿勢を我々に強要する様な状態を呈することが必要である。ということは、現在の平和な環境が皮肉にも利那主義を醸し出す要因となつていると言つたら非難されそうだが、平和、民主主義が空気の様な存在と化している現状において真剣に考えよと言う方が無理だとは言えないだろうか。

だが、社会問題への関心を維持することは必要不可欠であり、今後討論会や学習会を通じて徐々に高めていくのも一つの方法だと思ふ。その場合、全ての情勢を鳥瞰することは不可能にしても、より客観的な物事の把握が必要である。単調な自己主張の連続では進展は望めず、学生の短絡的な妥協はかち取れても、真のコンセンサスは期待できない。木を見て森を見ぬの類の偏狭な見方に縛られないようにせねばならない。今後の学生大会の成功のために、全学生の問題意識の高揚を促したい。まず自分とかかわりの深い問題を見つ

め直してはどうだろうか。(守)

六一五 二・一教養部ストは不発

『九州大学新聞』第七八五号

一九八五(昭和六〇)年二月(五日)

二・一教養部ストは不発・

学費値上げ反対などかかけ

ストライキ権確立

ほとんどの講義が強行 ……当日…

「国公立大学入学金値上げ反対」等をスローガンに掲げ二月一日、教養部自治会はストライキを行った。スト権は、臨時代議員会の動議を受けたかたちでの全学投票によって成立したが、投票結果とはウラハラに、当日はほとんどの授業が行なわれ、また学生もこれに出席し、実体的にはほとんど内容がないと言わざるを得ないストであった。

一月二五日から三二日に渡って、一・二四代議員会での発議をうけ、教養部でストライキ権の全学投票が行なわれた。結果は以下の通り。

スローガン

賛 反 保

1 核兵器完全禁止

909 226 67

2 学費値上げ反対

3 図書館の時間延長など施設の充実を

4 女子寮の新設 田島寮の増寮

5 軍事費削って福祉と交教費に

6 教育臨時反対

7 音楽サークルの練習場確保を

全学生数二九五四

投票数 一二〇二

一〜五の項目においてスト権を確立

開票は一月三十一日の放課後行なわれ、二月一日、教養部はストライキに突入することとなった。

しかしながら、ほとんどの学生がストを経験したことがなく(執行部の大半も同様)ストといっても何がどうなるのかわからないという雰囲気のまま登校してきた学友は、「スト決行中」の立看を尻目に教室へと向かってしまい、一眼目からほとんどの講義が行なわれる結果となった。

二〜三年前までは、学生のスト権が確立した場合、事前に休講措

「置をとる」「良心的」教官も何人かは居たものだが今回はそれもなく、試験前ということもあって「ネットライキ」どころか、平常以上の出席率というクラスも多くあった様だ。

教クラスではそれでも講義をつぶしてのクラス討議が行なわれたが、基本的にストは不発に終わったといつてよいだろう。

根本的な理由としては、やはり学生の自治会運動に対する関心の低下があるのだろうが、むしろ今回の場合、ストを指導する執行部自身の及び腰、リーダーシップのなさ、戦術的無方針が目についた。

一部学生からは、執行部批判と、学友に授業бойコットをよびかけるピラも出された。

昼休み、五〇名程度で集会を行った後、天神までデモ行進が行なわれた。

## 六一六 新入生アンケートまとまる

〔九州大学新聞〕第七八八号

一九八五（昭和六〇）年五月二五日

新入生アンケートまとまる

大学生活に求めるもの 一位は「友人」

九州大学新聞部では、今年度新入生を対象に、「新入生の意識」に関するアンケートを実施したが、その結果がこのほどまとまった。

「大学生活を期待するもの」は、友人、勉強、そして自由な生活。

「卒業後の進路」について、男子では「進学」を希望するものが「就職」希望者を上回るなど、興味深い数々の結果が得られた。

全体的に見て、大学生活や政治問題に関する選択式の問題については、ほぼ予想された結果が得られ、各種の世論調査やマスコミ等の調査と大差のない傾向が見られたが、一方、趣味や文化的な興味に関する記述型の設問に対する解答は非常に多岐に渡りヒーロー不在、関心の多様化を表わしている。

だが、これが直ちに「価値観の多様化」に連なるのかという点については、「高校（浪人）生活は」——よかった。「今の生活には」——まあまあ満足、という解答結果を見てみるならば、多少考慮されるべきであろう。

「九大を選んだ理由」については、地元、有名大学である、そして、共通一次の点数にあわせて選択したという答がほとんど。講義や研究の内容にひかれて、という答も、少数ではあるが存在した。また、今年から二次の課目が変更され併願校に変化が生じたために、「京大に行きたかったが、共通一次の結果あきらめて」という者が、「ランクを落として」という解答の大部分を占め、他の特定の大学名はほとんど出てこないのに対し目をひいた。調査方法は、合格発表後直ちに手渡と郵送とで、今年度全合格者に設問と解答用のハガキを配布。回答総数は二〇三。（四月十日まで）（回答結果と分析については二面に関連記事）

ヒーロー不在、意識対象の分散化を示す

全般的に現状肯定的。しかし、漠然としたリ不信心も

新人生アンケート集計結果

まず、「あなたの支持政党は？」という設問については「支持党なし」が一〇七名と、回答の半数以上を占め断然トップ。次いで「自民」(四〇)「社会」(二四)「共産」(一一)とつづき、他の政党は各々一名ずつ。「わからない」は二七名だった。

記述式の「すきな政治家は？」という設問では、田中角栄元首相がトップだったが、これも、「格栄」「角英」など字の誤りが多く見られ、基本的にはマスコミ等の報道による結果として、知名度が高かったというのが最大の理由であるだろう。解答のほとんどは、「なし」あるいは、「今の政治家は皆嫌い」というもので、新人生の現在の日本の政治に対する不信心が極立って表れていた。

「中曽根内閣を支持しますか？」という設問については、「積極的に支持」と「支持」を合わせて二四・三%。「積極的に不支持」と「不支持」が合わせて四六・六%と上回った。

特に女子では、「積極的に支持」とする人は〇。「不支持」はあわせて五八・〇%と、「女性に人気のない中曽根首相」という結果が出た。

一般紙等の調査では中曽根内閣の支持率は六割前後と高い数字を示しているが、新人生の判定はこれと反対の傾向を示し極めて厳し

いようだ。

自衛隊については、「合憲」とする者が一〇・三%。これに対して「違憲」五四・二%。「わからない」「どちらとも言えない」があわせて三〇・九%だった。

また、「日の丸・君が代問題」についての賛否は、「積極的に賛成」「賛成」が、あわせて二五・三%と、「反対」「積極的に反対」あわせての一六・四を上回ったのが注目される。「なんとも言えない」が四七・五と、高い数字を示したが、「日の丸・君が代」に関する肯定的解答が多かったことは、ここ数年の高校における日の丸・君が代についての、教育委員会等のかなり強行な指導や教育の結果が反映されているということができるだろう。

「日本に核は持ち込まれていると思うか？」については「思う」七六・二%「思わない」一三・九%。「わからない」も一〇・九%と比較的少く非核三原則の空洞化について、新人生はかなりクールに見つめている様だ。

「教育問題」について、受験戦争から「解放」(?)されたばかりの受験生はどう考えているのだろうか？

「教育問題」「教育改革」について、「関心がある」と答えた者は七〇・四%。国立大学の受験制度について、「かえるべき」という回答は七三・三%と、共に高い数字を示し予想された結果ではあるが、新人生の多くが、現在の受験体制に多くの不満を持ち、教育改



革に関心を寄せていることが明らかとなった。

さて、新入生は大学生活についてどのようなイメージを持っているのだろうか。

「大学生活に何を期待しますか？」という問に対しては、「友人」とする者が最も多く三二・七％。次いで勉強二四・三％、自由な生活二三・八％。クラブ活動は八・四％と意外に低い数字となった。だが、大学生活のなかで友人が得られる場としてはやはりクラブ活動が第一にあげられるだろうから、即クラブへの入部者減少とはならないだろう。しかし、厳しい練習や拘束の多いクラブへの入部者は近年減少傾向にあり、かわって気の合う者同志の同好会的なサークルが九大でも増加しつつある。この結果は、これらの現象を裏付けるものといえるだろう。

卒業の進路については、「就職」（民間、公務員）が三七・一％とトップ。次いで「進学」が二八・二％だが、男子だけに限って見ると、「進学」は現役で三〇・五％、浪人で四二・二％と、共に「就職」の、二五・九％（現）三五・五％（浪）を上回っており、進学希望者の多さは予想を上回るものとなった。

これは、大学での勉強、研究に大きな関心と意欲をもっていることとあわせて、特に理科系等での最近の大学院進学者の増加や就職に関する動向について、新入生がかなり実情を知っていることを示すものなのだろうか？。つけ加えるならば、「より長く学生生活を送

りたい」という要素も多少はあるだろう。

さて、「高校（浪人）生活について」は、「よかった」が七三・八％。「今の生活に満足していますか？」の問いに対しては、「多いに満足」「まあまあ満足」あわせて七二・三％と、これまでの生活については大旨現状肯定的。気になる「異性とのつき合い」には、ズバリ「なし」と答えた者が大半の四五・〇％。「答えたくない」人も二四・三％おり、「Cまで」経験済みの人はわずかに五人、全員男性で、四人が浪人でした。

1 あなたの支持政党は？

自 民 党 19.7	社 会 党 6.9	共 産 党 5.4	その他 2.5	支持政党なし 52.2	わからない 13.3
---------------	--------------	--------------	------------	-------------	---------------

2 自衛隊について

合 憲 10.3	違 憲 52.2	わからない 8.8	どちらとも言えない 22.1
-------------	----------	--------------	-------------------

その他  
無回答

3 中曽根首相を支持しますか？

積極的 的支持	4.5	支 持 19.7	どちらでもない 24.8	不 支 持 32.2	積極的 不 支 持 14.4	そ の 他
------------	-----	-------------	-----------------	------------	----------------------	-------------

4 異性とのつきあいはどの程

な し 45			A	B	C	答えたくない 24.3	その他 14.9	無 回 答
			5.9	4.0		2.5		

5 卒業後の進路は？

就 職 37.1	家 業	進 学 28.2	そ の 他	まだ考えて いない 19.3	無 回 答
5.0		2.0			

6 日の丸・君が代問題についての賛否は？

積極的 的支持					積極的反対
	賛 成 20.8	なんとも言えない 47.5		反 対 12.4	そ の 他
4.5			4.0		

7 日本に核は持ち込まれていると思うか？

思 う 76.2		思わない 13.9	わか ら な い 10.9
----------	--	--------------	---------------------------

8 今の生活に満足ですか？

多 い に 満 足 11.4	まあまあ満足 60.9			不 満 16.9	そ の 他
				2.5 3.5	

9 大学生活に何を期待しますか？

ク ラ ブ 8.4	友 人 32.7	勉 強 24.3	自由な生活 23.8	そ の 他 7.4	ア ル バ イ ト
					2.0

### 第三節 福利厚生施設の準備

#### 六一七 中央体育館の開館について

『大学広報』第三一九号 一九七八（昭和五三年四月一五日）

中央体育館の開館について

（学生部）

貝塚総合グラウンドの一角にスマートな二階建ての体育館（総面積二、五八〇㎡）が、このほど完成した。九大では教養部、堅粕地区両体育館に次いで第三番目の体育館として、この四月一七日（月）に開館の運びとなった。

この体育館は『箱崎・文科系地区にぜひ体育館を！』という学内

の長年の要望に応じて建築されたものである。また、教養部、堅粕の体育館とは異なり、教職員・学生の体力増進と健康管理のために、課外体育を主体としたもので、課外体育活動や体育行事に大いに利用されるよう期待している。

館内は五室の体育室に分かれており、可能な限り近代的設備の粋を凝らした。なかでもトレーニング室は、運動部員はもちろんのこと、ともすれば運動不足勝ちになる教職員・学生の良き鍛錬の場となろう。

なお、各体育室の設備及び使用心得等は次のとおりであるが、不明な点は、学生課体育掛（TEL二二七九、六一一三）に問い合わせていただきたい。

#### I 設備

第一体育室等	品目	数	備考
二階（二室） 一、二二四・六㎡	バスケットボード・ゴール バレーボール支柱 パレーボールネット テニス支柱 バドミントン支柱	二セット 二セット 二張 一セット 六セット	但し、バスケットボールコート、ハンドボールコートは公式試合はできない

<p>第四体育室</p>	<p>柔道・合気道 一階 二四四・九<sup>2</sup>m</p> <p>第三体育室 一階 二四〇・四<sup>2</sup>m</p> <p>空手道・小林寺拳法</p> <p>第二体育室</p>	<p>バスケットボールコート 二面</p> <p>バレーボールコート 二面</p> <p>バドミントンコート 六面</p> <p>テニスコート 一面</p> <p>ハンドボールコート 一面</p> <p>共用</p>
<p>(スエスタントウエイト型)</p>	<p>器具 戸 だ な</p> <p>固 定 鏡</p> <p>柔 道 練 習 柱</p> <p>畳</p> <p>器具 戸 だ な</p> <p>固 定 鏡</p> <p>パンチングボール</p> <p>ダブルバツク</p> <p>サウンドバツク</p> <p>空手マキワラ</p>	<p>バドミントンネット</p> <p>審判台 (バレー、バドミントン、テニス専用)</p> <p>得点板 (バレー、バスケット兼用)</p> <p>サージャントジャンプメーター</p> <p>時計</p> <p>吊 縄</p>
<p>一 台</p>	<p>一 台</p> <p>一 台</p> <p>二 組</p> <p>二〇 畳</p> <p>二 台</p> <p>一 台</p> <p>一 台</p> <p>一 台</p> <p>一 台</p> <p>五 本</p>	<p>二 台</p> <p>六 本</p> <p>一 台</p> <p>二 台</p> <p>二 台</p> <p>六 張</p>



更衣ロッカー室及びシャワー室 便所 事務室・器具室等	第五体育室 剣道・卓球 一階 三二二 <sup>2</sup> m	
男子用 女子用 男子用 女子用	器具戸だな 固定鏡 卓球用スクリーン 卓球台	身長計(木製) 座高計 体重計
一室 一室 一室 一室	一室 一室 八台 八台	一室 一室 一室 一室
共用部分一・二階 四一六・一三三 <sup>2</sup> m		

II 九州大学中央体育館使用心得

1. 使用時間

使用時間は、九時三〇分から一七時までとする。

ただし、学友会体育総部所属の各部があらかじめ毎年度当初に、学生部長から特別に許可を得た場合は、二二時までとする。

2. 休館日

休館日は、次のとおりとする。ただし、学生部長が特に必要と認めた場合は開館することがある。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年末・年始(二月二七日から同月三二日まで、一月二日から同月四日までをいう)

(4) その他休館を必要とするとき

3. 使用手続

使用手続については、次のとおりとする。

するときは、各部の代表が毎年二月末までに学生部長あて使用願を提出するものとする。

(2) 学生が、対外試合等で使用するときは、行事開催届を添えて使用予定の四週間前から一週間前までに学生課体育掛あて提出するものとする。

(3) 教職員がスポーツ行事のため体育館を使用しようとするときは、行事開催届を添えて、使用責任者が使用予定日の四週間前から一週間前までに学生課体育掛あて提出するものとする。

(4) 前第二号及び第三号については、四週間以前の使用予定日を願い出ることではない。ただし、学生部長が特に認めた体育行事については、この限りでない。

(5) 学生部長は、前第一号及び第三号による願い出について調整のうえ、使用予定日の三日前までに使用責任者に使用許可書を交付する。

(6) 使用許可書の交付を受けた後、使用の変更を希望するとき又は使用を中止するときは、使用責任者がすみやかに、学生課体育掛に届け出なければならない。

(7) 学生又は教職員が個人で短時間使用する場合は、体育館各室

の使用予定がない限り、事情に応じ随時使用することができる。

ただし、使用前に学生課体育掛に届け出るものとする。

4. 転貸禁止

使用者は、使用時間中第三者に一部又は全部を転貸してはならない。

5. 遵守事項

(1) 使用時間を守ること。  
(2) 使用目的以外の用途に使用しないこと。  
(3) 常に館内の整理・整頓に留意すること。

(4) 使用後は、すみやかに清掃し、設備器具等を使用前の状態に復すること。

(5) 館内設備・器具等を無断で使用し、又は移動させないこと。  
(6) 施設・設備・器具等を滅失損傷又は汚損したときは直ちに、その旨を学生課体育掛に報告すること。なお必要な場合には、原状回復に要する経費の額を弁償させる。

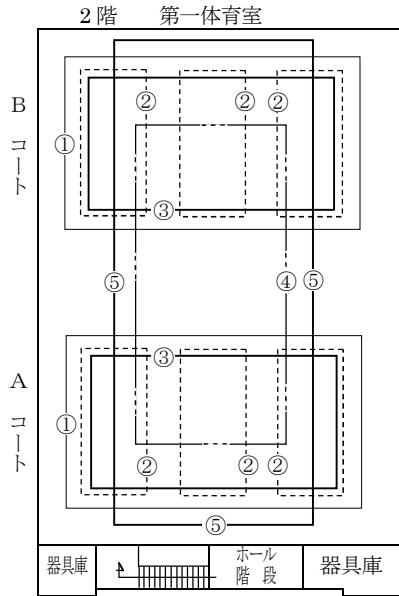
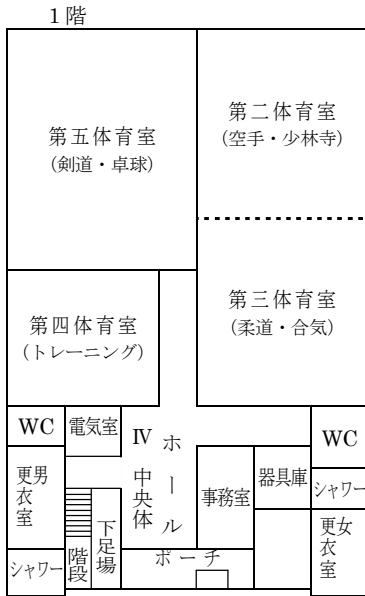
(7) 館内では、室内専用靴を使用し、屋外用靴は使用しないこと。  
(8) 館内では、所定の場所以外に張り紙等をしないこと。  
(9) 雨傘は、所定の場所に置くこと。

(10) 館内では、飲食・飲酒はしないこと。  
(11) 喫煙は、所定の場所以外ではしないこと。

(12) その他館内では担当係員の指示に従うこと。

時間	8:30	9:30	12	13	14	15	17	21
月	準備	一般及び課外	教職 員 主 体	一般 及 び 課 外	一般 及 び 課 外	一般 及 び 課 外	体 育 総 部 各 部	III 体 育 館 の 使 用 時 間 と 使 用 者 区 分
火								
水								
木								
金								
土								
				①教職員主体 コート				
				②一般課外				

注：土曜日 13時から15時までの第五体育館（卓球）は、教職員、一般及び課外に開放する



IV 中央体育館平面

凡 例	
1	バスケット (2面)
2	バドミントン (6ヵ)
3	バレー (2ヵ)
4	テニス (1ヵ)
5	ハンドボール (1ヵ)



〔註〕 原本横書き。

六一八 九州大学課外活動共用施設について

『大学広報』第三五二号 一九七九（昭和五四）年五月三日

九州大学課外活動共用施設について

（学生部）

学生の課外活動は、大学における教育活動の一環として、人間形  
成上重要な役割を果たしています。

本学の課外活動共用施設は、課外活動を助成し、発展させること  
を目的として設けられた全国の大学でも最初の施設です。学生会館  
が学生及び教職員の交流の場とするなら、これは課外活動を行うサ  
ークルのための施設といえます。

近年、本学ではサークル活動が活発となり、それとともにサーク  
ル数も増大して、現在では文化・体育サークルを合わせ約七七サー  
クル三、〇〇〇人が参加しております。サークル数が極めて少数で  
あった過去においては、サークル毎に部屋を持つことが可能であり  
ましたが、サークルが多様多様化した現状ではそうしたことは不可  
能となりました。

したがって、これらの数多いサークル活動がより効率的に行われ  
るための方策として、この共用施設を新設しました。

使用にあたっては、日常の活動が効果的に、円滑に行われるよう

一年間の年間使用をあらかじめ決定する方法や、器具庫・楽器庫、  
連絡板の設置など多くの便宜を計っております。

なお、談話室はサークル以外の学生も使用できません。

建築概要、規則、細則、心得及び使用手続等は次のとおりです。

昭和五四年五月二三日

学生部長 中尾弘之

I 建築概要

名称 九州大学課外活動共用施設

場所 箱崎文系地区中央体育館横

（福岡市東区箱崎六丁目一九番一号）

起工 昭和五三年八月三日

竣工 昭和五四年三月三十一日

工事費 二二三、一〇〇、〇〇〇円

設備費 一〇、九六三、〇〇〇円

面積 延二、一八〇㎡

（内訳）

一階 五九四㎡

二階 七九三㎡

三階 七九三㎡

II 趣旨

第一条 この規則は、九州大学課外活動共用施設（以下「共用施設」）

という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(共用施設の性格)

第二条 共用施設は、大学教育の一環として、学生のサークル活動を助成するための施設とする。

(管理運営責任者)

第三条 共用施設の管理運営の責任者は、学生部長とする。

(会議室等)

第四条 共用施設に会議室、音楽練習室、器具庫、楽器庫、談話室等(以下「会議室等」という。)を置く。

(使用者の範囲、使用の許可等)

第五条 会議室等(談話室を除く。)は、九州大学学友会に所属するサークルで、本学が公認したものが使用できるものとする。

2 前項の会議室等の使用は、学生部長の許可を受けなければならない。

3 談話室は、本学の学生が使用できるものとする。

第六条 学生部長は、前条第2項の許可を受けたサークルがこの規則等及び許可条件に違反したときは、使用の途中であっても、当該許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

(損害賠償)

第七条 使用者は、故意又は過失により施設、設備及び備品を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(細則)

第八条 この規則に定めるもののほか、使用時間等共用施設の管理運営に関し必要な事項は、学長の承認を得て学生部長が細則で定める。

附 則

1 この規則は、昭和五四年六月一日から施行する。

2 第五条第1項の規定にかかわらず、会議室等(談話室を除く。)は、九州大学医療技術短期大学部が公認したサークルに使用させることがある。

III 九州大学課外活動共用施設使用細則

(趣旨)

第一条 この細則は、九州大学課外活動共用施設規則(昭和五四年六月一日施行。以下「規則」という。)第八条の規定に基づき、九州大学課外活動共用施設(以下「共用施設」という。)の使用時間、休業日等について必要な事項を定めるものとする。

(会議室等及び使用者の区分)

第二条 規則第四条の会議室(以下「会議室等」という。)及びその使用者の区分は、別表のとおりとする。

(使用時間)

第三条 使用時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、会議室、音楽練習室、レコード鑑賞室及び暗室については、次の

各号に掲げる区分に従つて使用するものとする。

- (1) 午前九時から正午まで
- (2) 午後一時から午後四時まで
- (3) 午後四時三〇分から午後九時まで

(休業日)

第四条 共用施設の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第一七八号)に規定する休日
- (3) 八月二日から八月一六日まで
- (4) 一月二二日から翌年一月四日まで

(使用時間等の変更)

第五条 前二条の規定にかかわらず、学生部長が必要と認めるときは、使用時間及び休業日を変更することができる。

(一時使用)

第六条 会議室等(談話室を除く。)を使用しようとする者は、使用しようとする日の四週間前から一週間前までに別紙様式1による使用願を提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

2 学生部長は、前項の願い出について、使用しようとする日の二日前までに別紙様式2による使用許可書を交付する。

(年間使用)

第七条 前条第1項の規定にかかわらず、サークルが恒常的に共用施設の使用を希望する場合は、学生部長は、五月一日から翌年四月末日までの間の使用を許可することができる。

2 前項の規定により使用の許可を受けようとする者は、毎年四月二〇日までに別紙様式3による使用願を提出しなければならない。

3 学生部長は、前項の願い出について調整の上、四月末日までに別紙様式4による使用許可書を交付する。

(使用の中止)

第八条 使用責任者は、共用施設の使用を中止しようとするときは、速やかに学生部長に届け出なければならない。

(転貸の禁止)

第九条 使用責任者は、使用の許可を受けた部屋を他の者に転貸してはならない。

(施設保全の義務)

第一〇条 使用者は、別に定める共用施設使用心得を守り、施設、設備及び備品の保全に努めなければならない。

附 則

この細則は、昭和五四年六月一日から施行する。

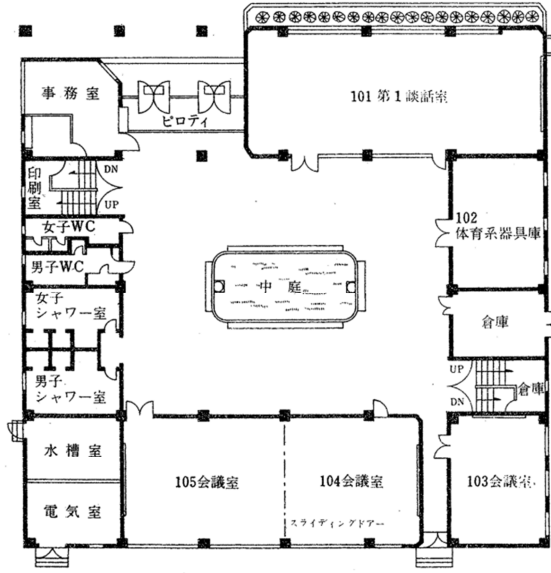
別表

三階			二階			一階			階
部屋番号	部屋名	収容人員等	部屋番号	部屋名	収容人員等	部屋番号	部屋名	収容人員等	使用者の区分
三〇一	会議室	四〇人～五〇人	二〇一	第二談話室	七・八m～三・九m	一〇一	第一談話室	七・八m×一八・二m	本学学生
三〇二	レコード鑑賞室	七・八m×一〇・七m	二〇二	文化系器具庫	五・七m×二・二m	一〇二	体育系器具庫	五・七m×七・八m	本学学生
三〇三	音楽練習室	五・七m×八・八m	二〇三	会議室(和室)	一五人～二〇人	一〇三	会議室	二四人～三〇人	
三〇四	〃	七・八m×一五・七m	二〇四	〃(〃)	二四人～三〇人	一〇四	〃	三〇人～四〇人	サークル
三〇五	〃	七・八m×一二・四m	二〇五	会議室	三〇人～四〇人	一〇五	〃	四〇人～五〇人	
三〇六	楽器庫	五・七m×七・八m	二〇六	〃	三〇人～四〇人				本学学生
三〇七	〃	五・七m×七・八m	二〇七	暗室	三・三m×五・七m				
			二〇八	会議室	二〇人～三〇人				

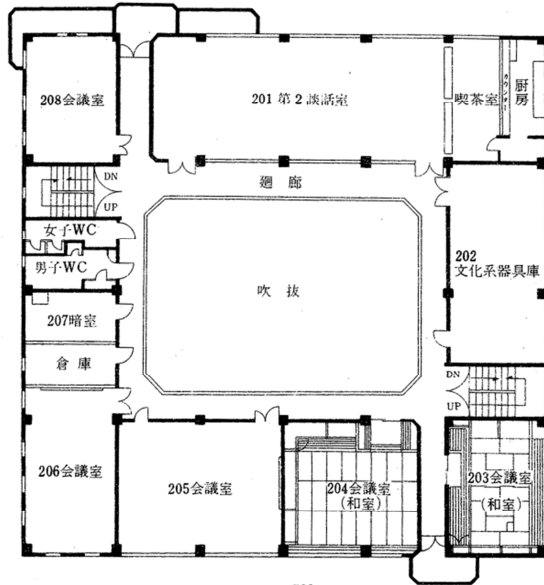
別紙様式 1～4 は略

IV 九州大学課外活動共用施設使用心得

1. 使用責任者は、使用開始前に共用施設事務室に使用許可書を提示すること。ただし、年間使用の場合は、この限りではない。
2. 予告なく使用開始予定時刻を三〇分経過してもなお使用しないときは、使用許可を取り消す。
3. 共用施設内を清潔にし、各施設及び物品を汚損しないように注意すること。床面保存のため下駄・スパイク等を履かないこと。
4. 備品等は、無断で移動したり室外に持ち出さないこと。
5. 火気に注意し、灰皿の無い場所で喫煙しないこと。
6. 所定の連絡板及び掲示板以外には掲示しないこと。
7. 共用施設内で飲酒しないこと。
8. 使用後は清掃し、使用前の状態に復して使用終了の旨を共用施設事務室に届け出ること。
9. その他共用施設の使用に際しては、使用上の注意及び係員の指示に従うこと。



一階

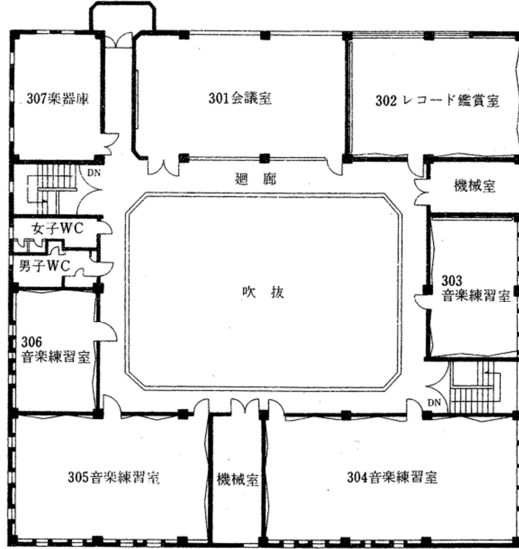


二階

VI

使用手続き等について

課外活動共用施設の使用手続き等については、本年度に限り次



三階

の日程で行いますので、各サークルは、これにより計画してください。

なお、使用手続き及び問合せは学生課学生掛（TEL. 二二七  
七、二二七八）で取り扱います。

六月 一日（金） 各サークルに見学のため開放（一三時から  
一五時まで）

六月 二日（土）  
～  
六月 六日（水） } 年間使用願受付（六日は一七時まで）

六月 九日（土） 使用許可書発行（九時から二二時まで）

六月 一日（月） （年間）使用開始・一時使用願受付開始

※六月 一日（月） 以後の使用手続き等については、課外活動共  
用施設事務室で取り扱います。

〔註〕 原本横書き。